# 告示

○内閣府告示第二百十四号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第二十九条第二項第二号の規定に基づき、指定活用団体が預金をすることができる金融機関を次のように指定する。

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　銀行
二　長期信用銀行
三　全国を地区とする信用金庫連合会
四　全国信用協同組合連合会
五　労働金庫連合会
六　株式会社商工組合中央金庫

○総務省告示第二百十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成三十年六月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改める。

## 変更後

第２　周波数割当表

［１～７　略］

周波数割当表

［第１表　略］

第２表　27.5MHz―10000MHz

| ［略］ | 国内分配（MHz）(4) | | 無線局の目的 (5) | 周波数の使用に関する条件 (6) |
|---|---|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| | 5030―5091 | 航空移動（R）　J 169<br>航空移動衛星（R）　J 170 | 公共業務用 | |
| | | 航空無線航行 | 公共業務用 | ＭＬＳ用とし、割当ては別表２－３による。 |
| | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| | 5150―5250　J 171　J 172 | 固定衛星（地球から宇宙）　J 168 | 電気通信業務用<br>公共業務用 | |
| | | 移動　J 173　J 174　J 175 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用 | 5.2GHz帯高出力データ通信システム用及び小電力データ通信システム用とし、割当ては別表８－５による。 |

## 変更前

第２　周波数割当表

［１～７　同左］

周波数割当表

［第１表　同左］

第２表　27.5MHz―10000MHz

| ［同左］ | 国内分配（MHz）(4) | | 無線局の目的 (5) | 周波数の使用に関する条件 (6) |
|---|---|---|---|---|
| ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ |
| | 5030―5091　J 165 | 航空移動（R）　J 169<br>航空移動衛星（R）　J 170 | 公共業務用 | |
| | | 航空無線航行 | 公共業務用 | ＭＬＳ用とし、割当ては別表２－３による。 |
| | ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ |
| | 5150―5250　J 171　J 172 | 固定衛星（地球から宇宙）　J 168 | 電気通信業務用<br>公共業務用 | |
| | | 移動　J 173　J 174　J 175 | 小電力業務用 | 小電力データ通信システム用とし、割当ては別表８－５による。 |